

## ○大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪狭山市市民公益活動促進条例（平成14年大阪狭山市条例第13号。以下「条例」という。）の基本理念に基づき、市民公益活動を促進するため、公募により選考した市民公益活動団体が行う活動に対し、大阪狭山市市民公益活動促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 条例第2条第1項に規定する活動をいう。
- (2) 市民公益活動団体 条例第2条第2項に規定する団体をいう。

(補助金の対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げるすべての要件に該当する市民公益活動団体とする。

- (1) 代表者を含め3人以上の役員を有すること。
- (2) 事業計画及び収支を示すことができること。
- (3) 事務所を市内に有する団体であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大阪狭山市市民公益活動促進条例第2条第1項に基づく市民公益活動であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市民公益活動団体間の連携を図る事業
  - (2) 新しい公共サービスのあり方を実践的に提案する事業
  - (3) 市と協働して行うことで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業
  - (4) その他市民公益活動の活性化につながる事業
- 2 補助対象事業のうち、複数年にわたる事業又は複数年にわたって繰り返し実施する事業については、5年を限度として補助対象とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。
- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から、他の制度による補助等を受けているとき。
  - (2) その他市長が適当でないとき。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表第1に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、事業に要する経費から当該事業に係る収入額を控除した額と補助対象経費に別表第2に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める補助率を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、別表第2に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額を限度とする。

(補助対象事業の募集)

第7条 市長は、期間を定めて補助対象事業の募集を行うものとする。

2 前項の募集は、年1回とし、市の広報及びホームページへの掲載その他適当と認める方法により市民に周知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の募集に応じて、補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 定款、会則又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の概要説明書
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(補助対象事業の選考等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった事業について、公開プレゼンテーションを開催し、補助対象事業の選考及び補助金の交付額の査定（以下「補助対象事業の選考等」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、補助対象事業の選考等の際し、条例第10条に規定する大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、補助対象事業の選考等に関し、必要があると認めるときは、実地に調査を行うことができる。
- 4 補助対象事業の選考に係る審査基準については、別に定める。  
(補助金額の交付決定等)

第10条 市長は、委員会から前条第2項の規定に基づく審査結果の報告があったときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付すると決定したときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付しないと決定したときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。  
(事業の変更等)

第11条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ大阪狭山市市民公益活動変更等承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更等承認申請書を受けたときは、当該申請の内容について精査するとともに委員会に報告し、その意見を求めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いて当該申請内容を承認するときは大阪狭山市市民公益活動変更等承認通知書（様式第4号の2）、承認しないときは大阪狭山市市民公益活動変更等不承認通知書（様式第4号の3）により当該補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、市長が定める日までに、大阪狭山市市民公益活動促進補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 領収書等の写し

- 2 補助事業者は、前項の規定により報告書を提出した場合は、事業報告会において、その成果を発表しなければならない。  
(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告書の提出があったときは、委員会の意見を聴いた上で、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、大阪狭山市市民公益活動促進補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求等)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付請求書（様式第7号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(概算払)

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、第10条第2項の規定により交付決定した額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金概算払交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が補助金の交付が適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、大阪狭山市市民公益活動促進補助金返還命令書(様式第10号。以下「返還命令書」という。)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第13条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、返還命令書により、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(報告及び調査)

第19条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は実地に調査することができる。

(公表)

第20条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、第8条、第10条、第11条及び第13条に係る事項を公表するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度において、改正前の大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた事業については、改正後の大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱別表第2に規定する自立促進部門に関する相当規定に基づき補助金の交付を受けた事業とみなす。

附 則(平成26年12月26日要綱第35号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年2月5日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月5日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

補助対象経費

区 分	経 費 の 種 類
報 償 費 旅 費 需 用 費	講師等謝礼、調査及び研究に係る報償等 交通費、通行料等 文具、雑品、図書、写真現像焼付、コピー及びチラシ・ポスター等印刷製本、石油等燃料、医薬材料等
役 務 費 委 託 料	郵便料、通信費、クリーニング代、保険料等 警備費、催し物等会場設営費等
使用料及び賃借料 原 材 料 費	催し物等会場使用料、物品レンタル料等 材木、土砂等
その他の経費	その他事業の特性から市長が認める経費

別表第2（第6条関係）

区 分		補助率	補助限度額
チャレンジ部門		3分の2	100,000円
自立促進部門	提案型	2分の1	300,000円 複数年度にわたる事業又は複数年度にわたって繰り返し実施する事業（以下「継続事業」という。）に係る2年目以降の補助限度額は、次のとおりとする。 2年目 280,000円 3年目 260,000円 4年目 240,000円 5年目 220,000円
	テーマ型	3分の2	300,000円 継続事業に係る2年目以降の補助限度額は、次のとおりとする。 2年目 280,000円 3年目 260,000円 4年目 240,000円 5年目 220,000円

備考

- 1つの団体が同時に複数の部門について申請することはできない。また、1つの団体が同時に申請できる事業の数は、自立促進部門の提案型に係る事業は2事業まで、チャレンジ部門及び自立促進部門のテーマ型に係る事業は1事業とする。ただし、自立促進部門に係る事業は2事業までとする。
- チャレンジ部門を初年度とした場合の継続事業については、自立促進部門の2年目以降の継続事業として、補助金の額を計算する。
- 自立促進部門の期間は5年が限度で、自立促進部門内での移動については、継続事業として、

補助金の額を計算する。

- 4 自立促進部門のテーマ型のテーマについては、委員会が市民アンケートの結果から、毎年度1つ以上のテーマを選定するものとする。この場合において、前年度と同一のテーマを選定することができるものとする。
- 5 複数のテーマに複数の申請があった場合には、第9条第4項の審査基準により審査し、評価した点数のもっとも高い事業をテーマ型事業の補助対象事業として選考する。この場合において、自立促進部門のテーマ型で選考されなかった事業については、自立促進部門の提案型の事業として取り扱うものとし、チャレンジ部門及び自立促進部門のテーマ型で補助対象事業に選考した事業に必要な補助金の額を差し引いた予算の範囲内で、他の自立促進部門の提案型の事業と併せて審査を実施するものとする。